

## 岸和田市告示第503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和7年12月23日

岸和田市長 佐野 英利

### 1 届出の概要

#### (1) 変更した事項

##### ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ネクステージ岸和田2号店

(変更後) ネクステージ岸和田店

##### イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地明治安田生命名古屋ビル14階

(変更後) 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階

#### (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ネクステージ岸和田店

岸和田市今木町46番1 ほか

#### (3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ネクステージ

愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階

代表取締役 広田 靖治

### 2 届出年月日

令和7年12月18日

### 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

#### (1) 縦覧の期間

告示の日から4月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）における午前9時から午後5時30分まで

#### (2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市魅力創造部産業政策課

### 4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所別館4階  
岸和田市魅力創造部産業政策課  
電話 072(423)9485